

ケアの多元化と脱家族化

藤間 公太

- 1 子どものケアをめぐる政策的、学術的動向
- 2 日本における家族主義の様相
- 3 子育て支援政策における家族主義
- 4 社会的養護政策における家族主義
- 5 ケアの多元化と脱家族化に向けて——依存批判からの示唆
おわりに

1 子どものケアをめぐる政策的、学術的動向

近年、子どものケアに関する政策は、めまぐるしく展開している。子育て支援に関しては、1990年のいわゆる「1.57ショック」以来、「エンゼルプラン」（1994年）やその後の「新エンゼルプラン」（1999年）にもとづき保育所や子育て支援センターの拡大などが打ち出され、2015年4月より施行された子ども・子育て支援新制度に結実した。保護者による養育が受けられない子どもをケアする社会的養護についても、児童相談所における虐待相談対応件数が1990年以降右肩上がりの上昇を続けていることを受け、さまざまな制度が整備されている。たとえば、2017年には施設措置から里親委託への転換をこれまで以上に強く打ち出した「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、いまなおさまざまな議論を呼んでいる。

筆者が専門とする社会学の領域においても、子どものケアは長きにわたって重要なテーマであり続けている。たとえば、T. Parsons & R. F. Bales（1956 = 2001）による機能主義的な子どもの社会化論が日本に紹介されて以来、教育社会学の領域においては家族による子どもの社会化についての研究が隆盛した（山村1961；渡辺1975）。フェミニズムによってParsons & Balesの枠組みが批判されて以降は、主に家族社会学の領域において、女性のみが子どものケアを担うことが問題化され、育児不安（牧野1982）や育児ネットワーク（落合1989）についての研究が発展した。また近年では、家族によるケアを支援する現場でどのような論理が用いられているのかについての研究も蓄積されつつある（松木2013）。子ども虐待や社会的養護についても、児童虐待相談対応件数に関する社会構築主義的な分析（上野1996；内田2005）や、施設養護（田中2009；西田編著2011；藤間2017a）、里親（和泉2006；安藤2017）、養子縁組家族（野辺2018）による実践など、1990年以降さまざまな研究が行われている。

子どものケアに関する先行研究が持つ重要性は否定されるべきものではないが、それらにおいては、いわゆる子育て支援と社会的養護を連続線上に捉え、1つの枠組みで議論する視点はなかった（藤間 2014, 2017a）。本稿では、子育て支援政策と社会的養護政策との双方にみられる家族主義を批判的に検討し、ケアの多元化や脱家族化を達成していくためにどのような視点が求められるのかを論じる。以下では、S. Leitner（2003）の枠組みに日本の家族主義を位置づけた上で（第2節）、子育て支援政策と社会的養護政策とに家族主義がどのようにあらわれているのかについて指摘する（第3節、第4節）。その上で、ケアの多元性や脱家族化を実現していくために、今後どのような視点が求められるのかについて考察する（第5節）。

2 日本における家族主義の様相⁽¹⁾

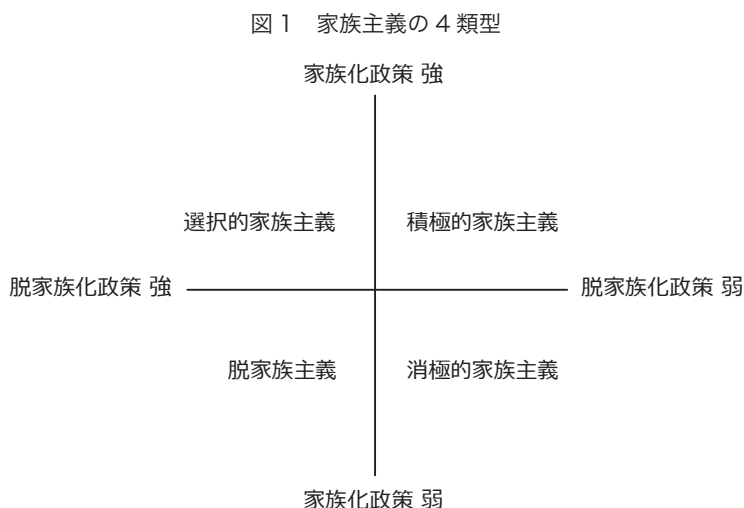
子どものケアをめぐる家族主義という概念は、G. Esping-Andersen による比較福祉国家論から生まれたものである⁽²⁾。Esping-Andersen（1990 = 2001）は、「労働力の脱商品化」と「階層化」という2つの指標を用い、社会民主主義レジーム（スキャンディナビア諸国）、保守主義レジーム（大陸ヨーロッパ）、自由主義レジーム（アングロサクソン）という3つのタイプに福祉国家を類型化した。この「3つの世界論」に対しては、フェミニストから厳しい批判が寄せられ、それは Esping-Andersen の枠組みに改変を迫るほどのインパクトを持つものであった。「国家の家父長制」ないし「家父長制的福祉国家」という側面を明らかにしてきたフェミニズム福祉国家論からすると、「3つの世界論」は家族の内部構造に立ち入っておらず、それゆえ脱商品化という概念も男性労働者にのみ関わるものであり、女性が議論の俎上からこぼれ落ちてしまうという問題があった（Land 1983）。このようなフェミニストからの批判を受け、Esping-Andersen（1999 = 2000）は C. Saraceno（1996）による議論を参考に、「家族主義」と「脱家族化」という指標を提案する。家族主義レジームは保守主義レジームの亜種とされ、イタリアやスペインといった南欧諸国、そして日本をはじめとする東アジア諸国がそこに分類される。Esping-Andersen（1999 = 2000）によると、家族主義は家族形成と労働力供給に対して逆効果である上、教育を受けた女性の労働力供給を抑制することで人的資本の浪費をももたらすものであり、それゆえケア労働の脱家族化が重要であるという。

家族とそこにおける女性の労働をモデルに組み込み、家族主義や脱家族化という概念を提案した Esping-Andersen（1999 = 2000）に対する批判の1つに、家族主義的レジームという括りが大きすぎるといふものがある。Leitner（2003）は、育児休暇やケアラーへの現金給付といった「家族によるケアを支援する政策（以下、支援政策）」と、公的ケアサービスの提供や市場でのケアサービス利用への公的補助金の給付など「ケアの脱家族化政策（以下、脱家族化政策）」とを軸に、家族主義を4つに分類している。支援政策が強く脱家族化政策は弱い“explicit familialism（積極的家族主義）”，支援政策が弱く脱家族化政策が強い“de-familialism（脱家族主義）”，両者とも弱い

(1) 本節は、藤間（2014：5-6）を要約の上、加筆したものである。

(2) 家族主義という用語は、終戦直後は「家族の民主化論」の文脈で、1960年代には「マイホーム主義批判」の文脈で、1980年代以降は「近代家族論」の文脈で、それぞれ異なる意味を付与されてきたことには注意が必要である。だが、それらの議論において、家族主義が個人の連帯と社会の民主化を阻むものとして、一貫して批判されてきた点は重要であろう（阪井ほか 2012）。

“implicit familialism (消極的家族主義)”, 両者とも強い “optional familialism (選択的家族主義)” である (図1) ⁽³⁾。



出所：Leitner (2003)。

では、日本の家族主義はこの4類型のどこに位置づくのだろうか。落合 (2015) は以下のように述べる。

「家族ケアを守る論理」とは、積極的家族主義や「家族化」政策に通じるものであろう……日本や他のアジア諸国では、家族的責任は義務とされるばかりで、支援はほとんどない……こうした「義務的家族主義」とでも言うべきものと、ヨーロッパ諸国で見られる支援付きの「積極的家族主義」とを混同してはいけない。後者はケアコストの脱家族化をすることにより、ケアサービス供給の家族化を可能にするものである (落合 2015 : 67-8)。

落合 (2015) は、民主党政権時代の子ども手当を「普遍主義的な育児労働への対価と位置づけることができたのではないかと述べた上で、「ヨーロッパで実施されているようなケア提供者への現金給付」は、「家族化政策」であると同時に、「そのうえでケア提供者が選択すればその費用を保育園や幼稚園の保育料に充て、『脱家族化』につなげることもできた」と主張する (落合 2015 : 65)。これらの指摘に鑑みると、利用者の選択次第で「家族化政策」としても「脱家族化政策」としても機能しうるような現金給付制度が日本では不十分であり、むしろ家族的責任を強調することで家族への支援を抑制している点で、日本は「消極的家族主義」にあると落合 (2015) はみていると推察される。

(3) 各類型の訳語は落合 (2015) による。なお、落合 (2013) においては、脱家族化には国家による (by the State) 場合と「市場による (through the market)」場合とがあり、この2つの方向を x 軸と y 軸で直交させる考え方が提案されている。

落合（2015）の議論より後のごく最近では、日本社会が消極的家族主義から積極的家族主義への移行段階にあると捉えられるような動きもみられないわけではない。たとえば、2018年4月には、事業主拠出金を引き上げて施設型給付費等支給費用へ充当したり、特定教育や保育等を受ける場合の利用者負担の上限額を引き下げることを行った「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」が施行された。また、2018年8月からは児童扶養手当全部支給の所得制限限度額が30万円引き上げられた。ヨーロッパ諸国に比べてまだまだ不十分ではあるものの、子どもをケアする者への現金給付は徐々に整備されつつある。

とはいえ、仮に積極的家族主義への移行を実現したとしても、やはりそれだけでは不十分である。いうまでもなく、子どものケアにかかる負担は金銭面のみではなく身体面、精神面にも及ぶ。この事実を鑑みれば、残余主義的に現金給付を行うのみでは、子どもとそれをケアする者のニーズを充足することはできない。落合（2015）がいうように、「選択的家族主義」が実現されることが望ましいと考えられよう。

ここまでの整理を踏まえ、次節以下では子どものケアをめぐる日本の家族主義が、政策のなかにもどのような形であらわれているのかをみていこう。

3 子育て支援政策における家族主義

まず、子育て支援政策にみられる家族主義をみていこう⁽⁴⁾。ここでは一例として、2017年4月に完全施行された改正児童福祉法・改正児童虐待防止法（以下、改正法）を取り上げる。この改正は3回にわたって行われたが、児童福祉法の理念を明確化したことが、その重要な特徴の1つである。これは、児童福祉法の理念規定が「昭和22年の制定時から見直されておらず、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されること等が明確でないといった課題が指摘されて」いたことに対応したものである（中央法規出版編集部編2016：5）。また、1990年代以降に児童相談所における虐待相談対応件数が右肩上がりに増加していることを受けて、支援を要する妊婦等についての情報提供、児童虐待対策、社会的養護施策に関する項目も多く盛り込まれている（藤間2018a）。

では、「児童の福祉を保障するための原理の明確化」は、具体的にどのように行われたのであろうか。次頁表1は、この「原理の明確化」を行うために実施された、児童福祉法第1条と第2条との改正についての前後対照表である。注目すべき点は4つ指摘できる。第1に、1994年に日本も批准した、「児童の権利に関する条約」の精神に則ることが明記されたことである。関連して第2に、子どもは心身の発達のみならず、「自立」およびその他の福祉についても保障される権利を有するとされたことである。第3に、すべての国民が子どもの育成に関与すべきとされたことである。そして第4に、子どもの心身の育成の第一義的責任を負うのは、子どもの保護者であるとされたことである。

(4) 本節での議論は、藤間（2018a, c）で論じた内容を加筆、再構成したものである。

表 1 児童福祉法第 1 条, 第 2 条改正前後対照表

改正前	改正後
<p>第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p>	<p>第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>
<p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	<p>第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>

出所：中央法規出版編集部編（2016）を参考に藤間（2018c）が作成。

「子育て支援政策における家族主義」という観点からすると、問題となるのは第 4 点目、すなわち「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」と明記されたことである。冒頭で述べたように、1.57 ショック以降、少子化を克服するためにさまざまな子育て支援政策が打ち出されてきたが、そこで掲げられたのは、「子育てに社会全体で取り組む」、「社会全体で何らかの子育てに参加する、あるいはそれができる仕組みを構築していく」といった類の標語であった（山本 2016：83-4）。実際、この改正児童福祉法第 2 条においても、すべての国民、国および地方公共団体が子どもの育ちに関与すべきとされていることは先に述べたとおりである。だが、保護者が第一義的責任を負うものとされているということは、結局のところ国や国民はあくまで子どものケアに残余的に「関与」したり、必要な制度を整備する範囲での責任を負ったりするに過ぎないということになる。下夷美幸が指摘しているとおおり、子育てをめぐる家族責任を強化することは、生まれた家族のありようによって子どもが受けられる支援に格差を生じさせ、子育て世代の『「世代内」での利害対立や葛藤』を高める点で問題含みである（下夷 2015：53）。各種の政策が「社会の子ども」という発想から出発したことに鑑みれば、このことは逆行というべき事態である（下夷 2015；落合 2015）。

以上のように、子育て支援政策に関しては、保護者に子どものケアの第一義的責任をおくことを明記することで家族責任を強化し、他の国民や国、地方公共団体の関与を残余的なものにとどめる方向に作用している。これが、子育て支援政策における家族主義のあらわれである。

4 社会的養護政策における家族主義

(1) 規範レベル——「社会的養護の家庭化」言説

つづいて、社会的養護政策における家族主義について論じていく。社会的養護政策における家族

主義が顕著にあらわれている1つの例が、1990年代以降盛んに主張されている、「社会的養護の家庭化」である。社会的養護の家庭化が強くいわれるようになった背景には、児童相談所での児童虐待相談対応件数が増加していること、1994年に日本が「児童の権利に関する条約」を批准したこと、また、この時期に施設における子ども虐待が問題化したことで、社会的養護に措置委託されている子どもの生活状況への関心が高まったことなどがある。くわえて、日本政府が提出した子どもの権利条約に関する第3回報告書（2010年4月）に対して、国連子どもの権利委員会が提出した最終見解（同年6月）の paragraph 53において、日本の社会的養護が施設養護に偏っており、家庭的ケアを提供する基盤が著しく欠如していることが批判されたことも、社会的養護の家庭化が政策的課題として存在感を強めた大きなきっかけとなった。日本の社会的養護が施設養護に偏っていることについては、学術的にも批判されている（開原編 2012）。

施設養護への偏りという問題意識を背景に主張されてきた社会的養護の家庭化とは、①施設養護から家庭養護への転換を進めることに加え、②施設養護それ自体も小規模化し、「一般家庭」に近いケア環境に近づけることを目指すものである。そして、そこで想定されている「家庭」とは、①家庭、あるいは家屋のなかで、②6人未満の子どもを、③2名前後の大人がケアするという、いわゆる近代家族に類似したものである（藤間 2017b）。要するに、「近代家族的なケア空間こそ善きものである」と想定し、施設で大人数が暮らすものから家庭で少人数が暮らすあり方へと、社会的養護を転換していくことが目指されているのである。

だが、社会的養護の家庭化という言葉には、ミスリーディングな点がある。たとえば「日本は国際的にみて、依然として里親最貧国である」と現状を批判するもののように（開原編 2012：17）、あたかも里親が不足しているがゆえに施設養護に偏っているかのように語られる点である。次頁表2は、種別別の社会的養護の施設（世帯）数、定員（登録世帯）数、職員数をまとめたものである。これをみると、登録里親世帯は11,405世帯存在するのに対し、実際に里子の委託を受けている世帯は3,943世帯にとどまっている。つまり、里親として登録されている世帯のうち、実に65%以上が実際には委託を受けていないのである。くわえて、上村泰裕（2015）が指摘しているように、実は20歳未満総人口比でみると、日本は諸外国と比べて里親だけでなく施設で暮らす子どもの数も少ないのである（次頁図2）。おそらくこのことは、日本において保護が必要とされる子どもがあまりいないことを示すデータではない⁽⁵⁾。むしろ、諸外国であれば「公的保護に値する」と判断されるような状況にあっても、日本では子どもと家族との分離が行われていないことを示すデータであり、そのように分離がされない背景には、「親子は一緒にいることが望ましい」という家族主義的な規範があると考えられる（藤間 2017b）。このように考えると、「日本の問題は施設と里親を含む社会的養護全体が貧困なことであり、こうしたデータに基づいて児童養護施設の定員削減が云々されるに至っては全く荒唐無稽と言わざるを得ない」（上村 2015：60）。

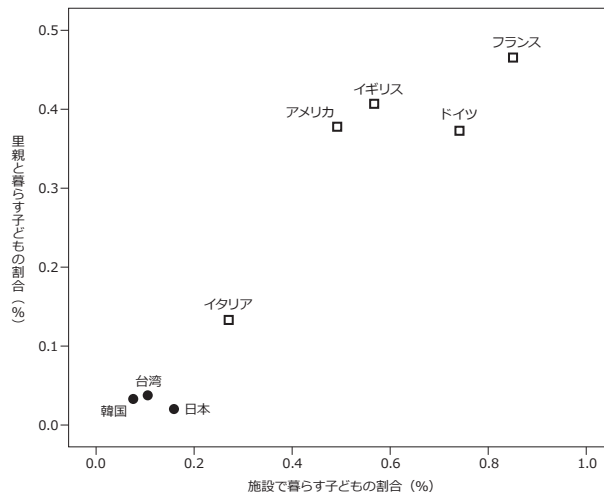
(5) 三輪清子（2016）も、日本において里親委託が進展しない背景には、里親への支援の不足など、登録されている里親世帯を活用できない制度的な不備があると指摘している。

表2 社会的養護種別別施設（世帯）数・定員（登録世帯）数・児童現員数・職員数⁽⁶⁾

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立 支援施設	母子生活 支援施設	自立援助 ホーム	里親
施設数	138 か所	615 か所	46 か所	58 か所	232 か所	143 か所	登録世帯 11,405
定員	3,895 人	32,605 人	2,049 人	3,686 人	4,779 世帯	943 人	—
児童現員	2,801 人	26,449 人	1,399 人	1,395 人	3,330 世帯 児童 5,479 人	516 人	委託児童 5,190 人
職員数	4,793 人	17,137 人	1,165 人	1,743 人	2,080 人	604 人	委託世帯 3,943

出所：厚生労働省（2017）

図2 対20歳未満総人口比での社会的養護措置・委託児童割合



出所：上村（2015）

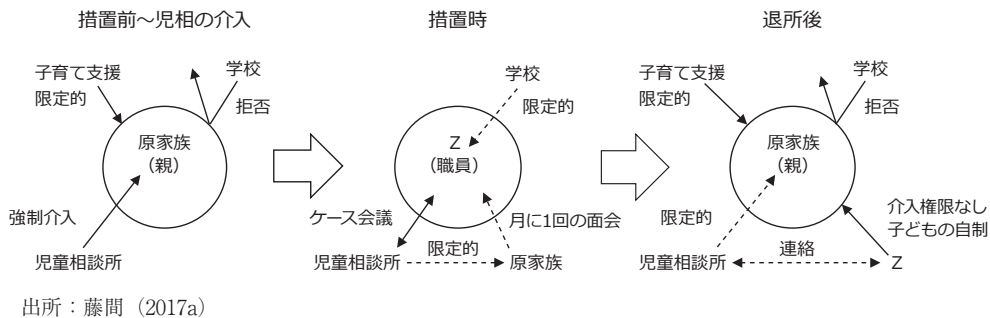
(2) 実態レベル——ケア空間の一元化

ここまでみた「社会的養護の家庭化」という言説は、「家族的なケアこそ善きもの」という、規範レベルでの家族主義の例といえるが、実態レベルでの家族主義も日本の社会的養護にはみられる。筆者が行った児童自立支援施設（調査期間：2012年5月から2013年6月）や児童相談所（調査期間：2015年4月から現在）でのインタビュー調査、参与観察から得た知見にもとづき、その点を示していこう。

(6) 里親数, FHホーム数, 委託児童数, 乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成29年3月末現在）, 乳児院・児童養護施設以外の施設数, ホーム数（FH除く）, 乳児院・児童養護施設以外の定員および現員, 小規模グループケア, 地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）, 施設数, 定員, 現員は乳児院・児童養護施設を除く）, 職員数（自立援助ホームを除く）は, 社会福祉施設等調査報告（平成28年10月1日現在）, 自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成28年3月1日現在）, 児童自立支援施設は, 国立2施設を含む。なお, 小規模グループケアは1,341か所, 地域小規模児童養護施設は354か所である。

児童自立支援施設での調査からは、施設においても家族においてもケアが1つの場所に集約されてしまう事態が明らかにされている。図3は、施設入所以前、入所中、退所後に、子どものケアがどのように担われているのかを図示したものである。入所前の家族生活で何らかの困難が生じていても、「ケアは家族で行うもの」との規範が根強い日本社会においては、なかなかそうした困難が家族の外からは見えづらい。何らかのきっかけで児童相談所が子どもの一時保護を行い、施設措置が適当との判断を行った際、子どもは施設に措置されることとなるが、その際、それまで家族に集約されていたケアの機能は、全面的に施設に代替される。その後、施設を退所し家庭復帰すれば、それらの機能は再び全面的に家族に任されることとなり、施設と子どもとの関わりも限定的なものとなってしまふ。このように日本の社会は、家族であれ施設であれ、ケアの機能が1つの場所に集約される、「ケア空間一元化社会」とでも呼べる現状にある（藤間 2017a）。

図3 ケア空間一元化社会



同様に、児童相談所にも子どものケアに関わる多くの機能が集約されており、内外多機関間での役割分担が課題となっている⁽⁷⁾。児童相談所には、子どもの保護にあたっての保護者や子ども自身の説得、一時保護を通じた子どもへの生活基盤の提供、家庭復帰が困難な場合における子どもの施設措置や里親委託といった機能が求められる。だが、虐待通告件数が右肩上がりの増加を続けていることで職員の負担が過剰になっていること、保護者への介入機能と支援機能との双方が求められるがゆえにスムーズな支援が行えなくなっていることなど、あまりに多くの機能が児童相談所に集約されているがゆえの課題が存在している。1点目の通告件数の増大については、市町村窓口の守備範囲と考えられる軽微なケースも児童相談所に持ち込まれることで、重篤なケースに割ける職員の労力が減らされてしまっている状況にある。2点目の介入機能と支援機能については、児童相談所によっては担当者を分けるといった対応をしているところもあるものの、人的資源が不足しているところでそうした体制を取ることはやはり難しい。いずれの問題についても、現在は児童相談所に集約されている機能を分節化し、内外多機関間が連携、役割分担をしていくことが解決のために重要だと考えられる。

(7) 社会保障や社会福祉サービス提供にかかる内外多機関連携の重要性については、遠藤久夫・西村幸満監修、国立社会保障・人口問題研究所編（2018）を参照。

5 ケアの多元化と脱家族化に向けて——依存批判からの示唆

第3節と第4節でみたとおり、子育て支援政策にも社会的養護政策にも日本の家族主義はあらわれている。子育て支援政策については、保護者が子どものケアの第一義的責任を担う存在として位置づけられることで、国や国民の責任が残余的な「関与」や制度整備にとどめられていた。社会的養護政策については、「家庭でのケアは善きもの」という前提のもとで社会的養護の家庭化がすすめられていること、家族主義が強いがゆえに国際的にみて日本の社会的養護全体が貧困な状況にあること、施設養護や児童相談所といった現場においても家族と同様にケア機能の一元化が発生していることを指摘した。

では、なぜ日本の家族主義はここまで根強いのだろうか。落合（2015）は2つの理由を挙げている。1つは、いわゆる男性稼ぎ主モデルを前提として成立した「85年体制」が1990年代以降も呪縛的な効果を発揮したこと、もう1つは、2000年代の保守化とバックラッシュのもとで家族主義が再強化されたことである。そのように、経済的、人口学的条件のもとで福祉改革が抑制され続けたことを背景に、①子どものケアは愛情あふれる関係のなかで引き受けられるべきである、②そうした関係はただ1つの空間のなかにあるべきである、③その関係は「親」によって与えられるべきである、という3つの規範的想定結びつきが発生し、今日まで効力を発揮し続けていると考えられる（藤間 2017a）。

以上のような家族主義を克服するための手がかりとなるのが、「依存批判」と呼ばれる議論であると考えられる（藤間 2017c, 2018b）。依存批判は、C. Gilligan（1982 = 1986）を嚆矢とするフェミニズム的ケア倫理の系譜に位置づく。フェミニズム的ケア倫理は、個人の自立を前提とするリベラリズム正義論が、個人の生を他者と無関係であるかのように位置づけていることを批判する。その上で、それまでリベラリズム正義論が光を当ててこなかったケアという営みに着目することで、民主主義や正義のあり方を、ケアを引き受けるがゆえに「自立的でない」とみなされてきた女性の立場から再考するのである。

依存批判が強調するのは、人間は一生のうち必ずどこかで他者に依存しないと生きられないのであり、その際ケアを引き受ける者もまた依存を抱えるという事実を踏まえ、社会における公正や平等を考える視角である（Fineman 1995 = 2003；Kittay 1999 = 2010）。たとえば、乳幼児はだれかに世話をしてもらわないと生命が脅かされる。体が不自由な高齢者や障害者も、だれかに依存しなければ生活していく上でのニーズを十分に満たすことができない。さらに、そうしたニーズを抱える者をケアする者は、そのケアという行為を引き受けるがゆえに、自分自身も二次的な依存を抱えざるを得ない。たとえば、幼い子どものケアを担う母親は、ケアを担っていない者よりも市場労働において不利を抱えるため、経済的にだれかに依存する必要がある出てくるのが、二次的な依存の例として挙げられるだろう。

ここで重要なことは、依存をベースに社会を構想せよという主張が、個人の自立を否定するものではないということである。依存批判において、ケアを受ける子どもは、無能力者として排除されることなく、ケア関係の不可欠の一員としてどのようなケアをだれから受け止めるのかについての

発言力を持つ（原田 2006：234）。すなわち、依存批判の視角に立つことで、依存か自立かという二項対立を回避し、依存と自立双方を包摂するシステムを考える方向が見えてくるのである。

なぜ依存と自立の二項対立を回避する視角が、日本の家族主義を克服する手掛かりとなりうるのか。先述のとおり、子育て支援政策では保護者がケアの第一義的責任者と位置づけられ、社会的養護においては家族的なケアが「善きもの」とされるなど、日本における子どものケアをめぐるのは、家族主義がかなり色濃くみられる状況にある。そして、その家族主義を存立させている背景の1つに、男性稼ぎ主モデルを前提とした「85年体制」の残滓がある（落合 2015）。いうまでもなく、男性が稼ぎ主たりうるには、女性が依存者のケアと家事労働を一手に引き受けることが前提となる。言い換えれば、家族主義の前提条件として、依存者のケアを女性が引き受けることがあると考えられるのだ。そうであるならば、依存とそれに対するケアを女性による私的なものとみる見方から、「依存は社会的事実であり、それがゆえに依存者のケアとそれを引き受ける者との二次的依存は、社会の責任のもとで保護される必要がある」という見方へと転換していくことが、日本社会が家族主義を克服し、ケアの多元性や脱家族化を実現するための第一歩となりうるはずである。

おわりに

本稿ではまず、Leitner（2003）の枠組みに依拠して、日本は消極的家族主義から積極的家族主義に移行しつつあるとみることはできるものの、それでは不十分であり、選択的家族主義を実現することが重要であると指摘した（第2節）。次に、子育て支援政策においては子どものケアに対する保護者の責任の強調（第3節）、社会的養護政策においては、家族的なケアを「善きもの」とし、また、特定の空間のみにケアを一元化するという形で（第4節）、日本の児童福祉政策に家族主義が色濃くあらわれていることを示した。最後に、こうした家族主義を脱却し、ケアの多元性や脱家族化を実現していく上で、依存批判が提示する、依存と自立の二項対立の回避が手掛かりとなりうると論じた（第5節）。

おそらく、日本において家族主義の克服は容易ではない。子育て支援についていえば、2017年4月に成立したばかりの改正法の文言や考え方が簡単に変わるとは考えにくい。社会的養護についても、2017年8月に打ち出された「新しい社会的養育ビジョン」において家庭養護への転換がこれまで以上に強く主張されるなど、家族的なケアを「善きもの」とする見方は相当に根強いと考えられる。

根強い家族主義を克服していく上で今後必要なことは、選択的家族主義の必要性や依存批判の意義を、市民の間にどうやって浸透させ、理解を得ていくかということをより深く考えていくことだろう⁽⁸⁾。データにもとづいた実証研究にもとづき、その知見が将来の社会にとってどのようなメリットがあり、またこれまでの社会と比べどのように公正や平等を達成しうるのかという点をわかりやすく提示していくことが、社会学者にはこれまで以上に強く求められることになると考えられる。筆者自身も今後の課題として取り組んでゆきたい。

（とうま・こうた 国立社会保障・人口問題研究所研究員）

(8) 大岡頼光（2018）は、児童福祉の拡大のためには高齢者が負担増を納得する論理の構築が必要であり、フランス社会保障目的税 CGS がそのためのヒントとなると指摘している。

【謝辞】本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）の助成を受けた「〈社会的養護の家庭化〉に関する研究：日本とイタリアの比較から」（代表者：藤間公太，研究期間：2016年4月-2019年3月，課題番号：16K21684）による研究成果の一部である。なお、本稿での議論は筆者個人によるものであり、厚生労働省の公式見解を示すものではない。

【参考文献】

- 安藤藍（2017）『里親であることの葛藤と対処——家族的文脈と福祉的文脈の交錯』ミネルヴァ書房。
- 中央法規出版編集部編（2016）『改正 児童福祉法・児童虐待防止法のポイント（平成29年4月完全施行）——新旧対照表・改正後条文』中央法規。
- 遠藤久夫・西村幸満監修，国立社会保障・人口問題研究所編（2018）『地域で担う生活支援——自治体の役割と連携』東京大学出版会。
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press（岡沢憲美・宮本太郎監訳（2001）『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房）。
- （1999）*Social Foundations of Postindustrial Economics*, London: Oxford University Press（渡辺雅男・渡辺景子訳（2000）『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店）。
- Fineman, M. A. (1995) *The Neutered Mother, the Sexual Family: And Other Twentieth Century Tragedies*, London: Routledge（上野千鶴子監訳，穂田信子・速水葉子訳（2003）『家族，積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房）。
- Gilligan, C. (1982) *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge: Harvard University Press（岩男寿美子監訳（1986）『もうひとつの声——男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店）。
- 原田綾子（2006）「児童虐待と子育て支援——アメリカでの議論と実践を手がかりとして」『法社会学』65：217-41。
- 和泉広恵（2006）『里親とは何か——家族する時代の社会学』勁草書房。
- 開原久代編（2012）『社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ』厚生労働科学研究費補助金平成23年度総括・分担報告書。
- 上村泰弘（2015）「国際比較からみた日本の子どもの貧困と社会的養護」『世界の児童と母性』79：56-60。
- Kittay, Eva F. (1999) *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, New York / London: Routledge（岡野八代・牟田和恵監訳（2010）『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社）。
- 厚生労働省（2017）『社会的養育の推進に向けて』
- Land, H. (1983) "Who Still Cares for the Family?", Jane Lewis ed., *Women's Welfare-Women's Rights*, London: Croom Helm, 64-85.
- Leitner, S. (2003) "Variety of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective", *European Societies*, 5 (4): 353-75.
- 牧野カツコ（1982）「乳幼児をもつ母親の生活と〈育児不安〉」『家庭教育研究所紀要』3：34-56。
- 松木洋人（2013）『子育て支援の社会学——社会化のジレンマと家族の変容』新泉社。
- 三輪清子（2016）「なぜ里親委託は進展しないのか？——里親登録者不足仮説と里親委託児童限定化仮説」『社会福祉学』56（4）：1-13。
- 西田芳正編著（2011）『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の限界』解放出版社。
- 野辺陽子（2018）『養子縁組の社会学——〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか』新曜社。
- 落合恵美子（1989）『近代家族とフェミニズム』勁草書房。
- （2013）「ケアダイヤモンドと福祉レジーム——東アジア・東南アジア6社会の比較研究」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学学術出版会，1-38。

- （2015）『『日本型福祉レジーム』はなぜ家族主義のままなのか——4 報告へのコメント』『家族社会学研究』27（1）：61-8。
- 大岡頼光（2018）「高齢者が負担増を納得する論理を求めて——フランスの社会保障目的税 CSG の検討から」『中京大学社会学研究科社会学論集』17：1-24。
- Parsons, T. & Bales, R. F. (1956) *Family : Socialization and Interaction Process*, London : Routledge & Kegan Paul (橋爪貞雄・溝口兼三・高木正太郎・武藤孝典・山村賢明訳 (2001) 『家族——核家族と子どもの社会化 (新装版)』黎明書房)。
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆（2012）「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜——家族国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』128：145-177。
- Saraceno, C. (1996) "Family Change, Family Policies and the Restruction of Welfare", (Paper presented at the OECD Conference Beyond 2000 : The New Social Policy Agenda, Paris : OECD, 12-13 November).
- 下夷美幸（2015）「ケア政策における家族の位置」『家族社会学研究』27（1）：49-60。
- 田中理絵（2009）『家庭崩壊と子どものスティグマ——家庭崩壊後の子どもの社会化研究（新装版）』九州大学出版会。
- 藤間公太（2014）「子育ての脱家族化論の問題構制——『支援』と『代替』をめぐる」『人間と社会の探究 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』77：1-17。
- （2017a）『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房。
- （2017b）「社会的養護にみる家族主義」『三田社会学』22：38-54。
- （2017c）「現代日本における家族と要保護児童」『社会保障研究』2（2・3）：158-170。
- （2018a）「いま子育て支援政策に何が求められているのか？」『人間と教育』98：52-9。
- （2018b）「家族社会学の立場から捉える社会的養護——『子ども／大人』の相対化と『依存批判』との接合可能性」『子ども社会研究』24：213-232。
- （2018c）「子ども・子育て支援政策の論理と問題」『教育』873（近刊）。
- 内田良（2005）「『虐待』は都市で起こる——『児童相談所における虐待相談の処理件数』に関する2次分析」『教育社会学研究』76：129-148。
- 上野加代子（1996）『児童虐待の社会学』世界思想社。
- 渡辺秀樹（1975）「家族における社会化過程について——構造機能分析による理論的モデル構築の試み」『社会学評論』26（1）：36-52。
- 山本由紀子（2016）「『子育ての社会化』と子どもの育ち」『太成学院大学紀要』18：83-8。
- 山村賢明（1961）「近代日本の家族と子どもの社会化——川島理論を手がかりとした序説」『教育学研究』28（4）：57-65。